

令和3年度第1回高松市入札監視委員会の結果について

- 1 開催日時 令和3年6月28日(月)午後1時30分から午後3時00分まで
- 2 開催場所 高松市役所 3階 32会議室
- 3 出席者 委員5名

(1) 委員

委員長	紀伊雅敦	(香川大学創造工学部教授)
委員長代理	富家佐也加	(弁護士)
委員	天谷研一	(香川大学経済学部准教授)
委員	春日川路子	(香川大学法学部准教授)
委員	塚本秀和	(公認会計士・税理士)

(2) 市側出席者

外村財政局次長(契約監理課長事務取扱)、楠契約監理課技術検査室長、後藤契約監理課長補佐、鴻上契約監理課技術検査室検査担当課長補佐、松本建築課長、中島財産経営課長、西川道路管理課長、里石都市整備局次長(道路整備課長事務取扱)、川西教育局総務課学校施設整備室長ほか

4 会議の概要

(1) 報告

市発注工事等の入札・契約状況などについて

ア 工事等の発注状況について

令和3年1月から4月までの工事及び建設コンサルタント業務などの発注状況について報告を受けた。

工事

一般競争入札 26件 公募型指名競争入札 32件 随意契約 2件 随意契約
(緊急工事) 7件

合計 67件 約26億6,387万円

建設コンサルタント業務

公募型指名競争入札 9件 随意契約 7件

合計 16件 約7,062万円

イ 指名停止の状況について

令和3年1月から4月までに行った指名停止等の状況について報告を受けた。

合計 3者

(2) 審議(抽出事案について)

令和3年1月から4月に開札を行った工事等のうち、委員会があらかじめ契約方式別に以下の4件の工事等の事案を抽出し、指名の経緯などについて審議した結果、いずれの事

案も指摘に相当する問題点はなかった。

抽出事案

- ア 高松市庁舎特定天井等改修工事
一般競争入札 建築一式工事
- イ (ゼロ市債) 太田第2区画220号線外2線舗装道路修繕工事
公募型指名競争入札 舗装工事
- ウ 十川東町5号線測量設計業務委託
公募型指名競争入札 土木関係建設コンサルタント
- エ 屋島東小学校コンクリートブロック塀等改修工事
随意契約 建築一式工事

(3) その他

- ・ 次回の会議の日程 令和3年10月(予定)

5 質疑応答(要旨)

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>「高松市庁舎特定天井等改修工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不調となった1回目、落札された2回目とも、同一の1者のみの入札であったが、施工が可能な業者が限られているのか。 ・ 本工事をできる能力のある市内企業は、多数あるのか。 ・ これまで着手できなかったのは、調査等に時間を要したなどの理由があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工可能な業者が限られているものではない。推測の域を出ないが、過去の事例からも、大型の建築物は、当初の施工業者が、その後の修繕等を行うという傾向が見受けられる。しかし、他者の入札を排除しているものではない。 ・ 本案件において、本市が求める施工実績を満たす市内企業は、確認できる範囲では1者のみであったため、競争性の確保等の観点等から地域要件を緩和し、準市内企業及び市外企業も対象として発注したものである。 ・ 本工事は、市民ホールと議場の工事を行うものであるが、市民ホールについては、多くの市民の方の利用があるため、動線や工事期間中の使用方法の検討に時間を要したこと、また、議場については、議会運営

・当初の施工業者が、その後の改修等についても行う傾向があることについて、技術面、コスト面などが変わっていく中で、このような状況を見直す仕組みを導入すべきではないか。

・当初の施工業者が当該建築物の詳細情報を分かっているという点からすると、同業者が施工することは、発注側としてもメリットがあるとは思われるが、新たに入札した業者に建物に関する設計情報を開示する仕組みはあるのか。

「(ゼロ市債) 太田第2区画220号線外2線舗装道路修繕工事」

・舗装工事については、最低制限価格上で並ぶことが多いと認識しているが、本案件は、多数が最低制限価格を下回っている一方で、1者のみが最低制限価格と同額で入札を行っている。これはどのような理由が考えられるのか。

・本市の見積先と今回の入札参加業者は重複するのか。

・見積りが一部の業者へ漏れる可能性はないか。

・「重複落札禁止」とされる案件はどのようなものか。

のため、代替議場の確保が必要であることなどから、その協議・調整に不測の時間を要したためである。

・現在の本市の入札制度では、応札金額に加え、施工能力・施工実績・施工計画等による総合評価を導入しており、これが一般的な方法であると考えているが、今後、ご意見の主旨を踏まえた仕組みの導入についても、必要に応じ、研究してまいりたい。

・今回のような一部改修に係る工事該当部分については、当該案件の図面等でお示ししており、それ以外の設計図等も、必要に応じ、貸し出しを行っている。

・本工事は、特殊工法（色のついた区画線工）を用いるものであり、それに関する歩掛、単価が公表されておらず、複数者から、見積りを徴取して設計を行っているため、入札価格が分かれたものと考えている。

・見積りは、区画線の業者であるため、本案件の入札参加業者とは重複はしない。

・舗装業者は、施工する上で、区画線の業者との関係はあると思うが、区画線の業者は複数者あるため、一部の業者へ見積りが漏れたりすることはないと考えている。

・舗装工事については、同一公表で、かつ同一開札のものに関し、受注機会の確保の観点から、先に落札した業者は、その他の

<p>・同じ日に開札を行う場合は、番号順で機械的に開札を行っているのか。</p>	<p>案件に係る入札を無効とする運用を行っている。</p> <p>・業種ごとに、設計金額の高い順から開札を行うようにスケジュールを設定している。</p>
<p>「十川東町5号線測量設計業務委託」</p> <p>・本案件は、予定価格に近接する価格で入札している業者と、圧倒的に低い価格で入札を行っている業者がいるが、どのように考えるか。</p> <p>・予定価格より、非常に低い価格で落札されているが、発注した業務は適正に行われているか。</p>	<p>・コンサルタント業務については、分野により、ノウハウがある場合又は過去に同様の業務内容を行っている場合や、地理的な有利さが働き、応札にばらつきがあると推測される。</p> <p>・設計については、香川県土木部の「設計業務等標準積算基準書」及び「設計及び測量調査業務等積算資料」を基に作成しており、その内容に基づいた成果物の提出が必要である。業務が適正に行われているかは、担当課で検査を行い、品質が下がることがないようにしている。</p> <p>また、補足として、本市では現在、コンサルタント業務については、工事と異なり最低制限価格を設けていない。現状では、適正な成果物が提出されているため、問題がないと考えているが、国から、コンサルタント業務の最低制限価格制度の導入に関する通知もあり、ダンピングや成果物の品質状況も見極めながら、今後の検討課題と捉えている。</p>
<p>「屋島東小学校コンクリートブロック塀等改修工事」</p> <p>・本案件は、2回の不調を経て随意契約を行っている</p>	<p>・ブロック塀の改修工事については、昨年</p>

いる。ブロック塀の改修工事は他にも多数行われており、入札者の多い案件もあるが、入札者数に大きな差が生じているのはなぜか。

度、多数発注したこともあり、業者が携わっている手持ち案件数の状況のほか、本案件に関しては、現場が市内中心地からやや離れた場所にあることに加え、周囲の水田の状況への配慮の必要等があることから、同時期に複数の案件の発注がある場合、業者側で施工条件等の比較を行い応札を検討された結果、入札者数に偏りが生じることがある。